

- 令和3年4月1日以降開札を行う案件より、建設業法第26条第3項ただし書きの規程による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置することにより、監理技術者の兼任について決定しておりましたが専任期間について追加しましたのでお知らせします。

1 兼任を認めない工事の基準

資格区分	工事規模
一般土木、建築	予定価格が100,000千円以上
舗装、電気、管	予定価格が50,000千円以上
その他（等級がないもの）	地方公共団体の物品等の又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用対象工事

※金額によらず、特に必要と認められる場合には、兼任を認めないこととしております。
この場合、入札公告別記に、その旨、記載しますのでご留意願います。

2 兼任を認める場合における工事の範囲、要件

- （1）工事場所が苫小牧市又は厚真町内であること。
- （2）（1）の範囲であれば、他の公共機関との工事についても、兼任可。
- （3）監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置すること。
- （4）兼任しようとする工事の数が2件であること。

※監理技術者補佐とは1級技師補以上の資格を有する者であり、監理技術者の職務を補佐する者です。

（1級技師補：令和3年4月1日施工の建設業法第27条（技術検定）に規程の第1次検定に合格した者）

3 提出を求める確認書類

- （1）特例監理技術者
兼務する工事のCORINS登録の写し等
- （2）監理技術者補佐
 - （ア）一級施工管理技士等の国家資格者等の資格を証する書面の写し
 - （イ）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する、次のいずれかの書類の
原本又は巢津市の掲示
 - ア 健康保険被保険者証
 - イ 監理技術者資格証の裏書
 - ウ 住民税特別徴収税額通知書

4 監理技術者等の専任期間（追加事項）

監理技術者等（主任技術者、監理技術者補佐）を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本ですが、次の期間については工事現場への専任は要しないこととします。

ただし、いずれ場合も設計書に記載されている場合で、契約後に工事監督員と協議を行う必要があります。

（１）契約締結後、工事現場に着手するまでの期間

（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

（２）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財等調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

（３）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電気製品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

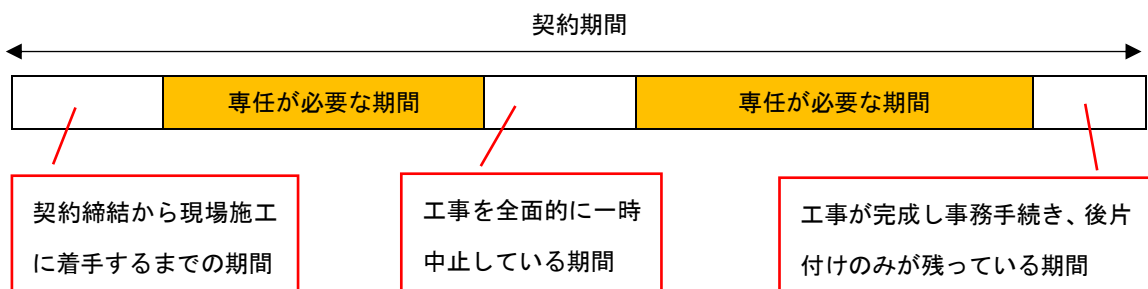
（４）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

※工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要があります。

※当該製作過程において、同位置工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等が一括して管理することができます。

例)

（１）、（２）及び（４）



（３）

